

平成25年 7 月和水町議会臨時会会議録

平成25年 7 月31日和水町議会第 5 回臨時会を議場に招集された。

1. 平成25年 7 月31日午後 2 時00分招集

2. 平成25年 7 月31日午後 2 時42分開会

3. 平成25年 7 月31日午後 4 時16分閉会

4. 会議の区別 臨時会

5. 会議の場所 和水町役場議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1 番 蒲 池 恭 一	2 番 豊 後 力	3 番 中 村 一 博
4 番 古 閑 修 一	5 番 荒 木 政 士	6 番 松 村 慶 次
7 番 小 山 暁	8 番 高 巢 泰 廣	9 番 荒 木 拓 馬
10 番 杉 本 和 彰	11 番 杉 村 幸 敏	12 番 笹 渕 賢 吾
13 番 庄 山 忠 文	14 番 多 賀 勝 丸	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

な し

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	笠 輝 博	書 記	前 田 聡 子
---------	-------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	坂 梨 豊 昭	副 町 長	井 上 國 雄
教 育 委 員 長	小 出 正 泰	総 務 課 長	今 村 裕 司
総 合 支 所 長 兼 住 民 課 長	徳 永 壽	事 業 課 長	松 尾 憲 成

12. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第56号 和水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部
改正について

日程第 4 議案第58号 平成25年度和水町一般会計補正予算(第 3 号)

日程第 5 閉会中の継続審査について(議会運営委員会)

開会・開議 午後 2 時42分

○議長（多賀勝丸君） 起立願います。

こんにちは。御着席ください。

ただいまから、平成25年第5回和水町議会臨時会を開会します。

議事に入ります前に、臨時会に付議すべき事件として請求されていた指定管理者の指定についての取り消しについての説明をお願いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 付議事件の取り消しについて説明いたします。

担当課と協議の結果、緑彩館は直営で運営していくことといたしました。

よって、付議すべき事件としての請求しておりました指定管理者の指定については取り消しとさせていただきます。

なお、直営で進めていくということで、7月30日付けでの補正予算について、追加告示を行っております。

よろしく御審議、御理解を願いたいと思います。

本当に申し訳ありませんでした。

○議長（多賀勝丸君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（多賀勝丸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、12番笹淵賢吾君、13番庄山忠文君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（多賀勝丸君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3 議案第56号 和水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第3、議案第56号「和水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 議案第56号「和水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について」提案理由の説明を申し上げます。

この条例改正につきましては、平成25年3月議会定例会における一般質問に対する議会議事録の訂正手続き及び公表に対する不適切な対応について教育長の給料の額を減額する条例改正となります。

改正内容は、附則に次の1項を加えます。3項としまして、平成25年8月1日から平成25年10月31日までの間、教育長の給料月額については、第3条の規定にかかわらず、同条及び和水町職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年和水町条例第24号）第6条の規定により支給されることとなる額からその額の100分の10を減じた額とするというものです。

補足して説明申し上げます。この案件と申しますか、懲罰委員会のほうで検討した内容等について状況と判断理由等について御説明申し上げます。これは、平成25年3月議会定例会における3月11日の杉本和彰議員の一般質問において、井上教育長が自死生徒に対するいじめを認めたと推測される答弁を行った。その後、テレビニュースで町教育委員会のいじめに関する見解が変わった、いじめがあったことを認めた、とする報道がなされ、そこで町教育委員会のいじめに関する見解は変わっていないことを伝えるため、マスコミ各社へ議会議事録の訂正の手続きを開始した旨のファックスを課長名で送信したものであります。ファックスの不適切な表現によって、報道機関は議事録の変更がなされたものと解釈するなど、大変混乱を招いてしまった。懲戒に各種規定は職員を対象としているが、これらの規定を教育長に適用して、前日の経緯や対応について慎重に懲罰委員会のほうで審議いたしました。ファックスの記事については、課長が作成しているものの教育長への確認のもと送信されている。記事の内容は誤解を招く不適切なものであること、議会への正式な訂正申し出、説明がなされないままに行われた行為は軽率、不適切な行為であり、これは注意義務違反に当たると言える。また、部下職員の管理、監督者として指揮、監督に適性を欠いていると懲罰委員会のほうでは判断いたしました。処分の量定としましては、和水町職員の懲戒処分に関する指針第4条の規定する注意義務違反及び指揮監督不適正に該当すると認め、和水町職員の懲戒手続き及び効果に関する条例第3条の規定により、減給3月、給料月額の100分の10の処分が適当であると判断いたしました。このことについては自治法第6条に、任命権者についての条文があり、教育委員会はそれぞれの職員の任命、休職、免職及び懲戒等の権限を有するものとする規定がなされていることから、懲罰委員会から教育委員会委員長様へこのことを報告して教育委員会のほうで慎重に協議していただいて、町長のほうに答申がなされたものでございます。

この条例は、平成25年8月1日から施行するものです。

以上、簡単でございますが、議案第56号の提案理由の説明を終わります。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） はい、10番です。私の件でございましたので、非常に私もマスコミからいろいろ言われまして、大変不愉快なめにあってるんですが、その件でまず総務課長に、この3カ月分の金額をお示してください。

副町長には、この懲罰委員会の責任者として、先ほど総務課長から「妥当である」という発言がありましたけど、本当に妥当なのかなというのがあります。非常にマスコミにも報道されまして、非常に町民への不信感があります。町長には、ちょっと申し上げにくいところもあるけど、これはあくまで懲罰委員会までは、ファックスの件なんですけど、町長は全体を見られて、やはり中学生が亡くなった後の事後処理すべてを含めて、私は非常に大きな問題があった、その関連でこのファックス事件まで繋がったと、はっきり言うと当事者意識が薄かったとしか私は思えません。そこらへんも含めまして町長としては、本当にこの100分の10が正しかったのかですね。そして、プラス今大きな町民、特に菊水地区ですが、学校建設、本当に大きな問題になっております。この前も朝の5時まででした。ここらへんの責任、副町長までは懲罰委員会ですが、町長は先ほど教育委員会から言われた、そのファックス問題とは別に、町長はやっぱ町長としてのお考えをお聞きます。まずは、はい、お願いします。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 3カ月間の減給の金額でございますけど、15万5,652円となります。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） はい、杉本議員さんの御質問にお答えをしたいと思いますけど、全体的な答えとしては、先ほど総務課長がお答えをしたとおりでございます。妥当かどうかということ、懲罰委員会も5回ほど慎重に行いました。皆さんの、5名で構成しております懲罰委員会の中でも、いろいろ御議論は出ましたけれども、最終的には、ただいま報告があったとおりでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） はい。結論として残念なことであるわけですが、これが事後処理がいかだったのか、こうしたことに関しては現時点において私が、どうだった、ああだったというようなことに関しては、今すでに第三者委員会がしっかりと調査が進められておりますので、そうした結果を待って、また新たな考えをしなければいけない。そうであるならば、その時点でまた考えさせていただきたいと思っております。第三者委員会において、これが、ただ願うところは本当に、和水町が公費を使っております。よって捨て石となって、非常にこうした時代が抑止されたと、根絶に繋がり、そして今、学校統廃合も今しっかりと大変な状況の中でありすけれども、進めさせていただいておりますので、すっきりした中で開校へ向かっていきたい、そ

のような思いでございます。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） はい、10番です。町長としても、非常に教育委員会内部のからの具申ということで、答弁も難しいだろうし、ちょっと私も質問がしにくいところもあるんですが、やはり、6月だったですかね、議会のときの一般質問の答弁を見ても、はっきり言うて本当に当事者意識がない。学校任せということが何度も言われておりました。その件は、「第三者委員会の結果を見て」という町長から答弁がありましたので、あんまりぐだぐだは言うべきことじゃないんですが、ただ、それもやはり公費が使われております。そこらへんも含めて、やっぱり100分の10は少ないなあ、ではですね、もう少し多くてもいいんじゃないかなあという感じがしました。学校統合のことをここで言い出すとまた話が長くなりますので、あれだけど、やはりそれも当事者意識が本当にあるのかなあとですね、教育長には。ましてやですよ、訂正する文章も担当課長名で出してあるわけですよね。またそれを見ても、私はちょっとムツときたんですよ、マスコミから言われて。やはりあれはやっぱり、訂正は町長名か教育委員長名で、正式にやっぱりマスコミには訂正・謝罪をすべきではなかったのかと。私も条例をきちんと見てないからあれですが、課長名ではたかが知れとる軽微なことしか公文書はできないと思うんですが、そこらへんの条例に関してもですね、非常に問題があるというふうに私は認識しております。条例の解釈については、総務課長にお伺いします。やはり、ひとつのけじめとしては、私は弱いと思います。非常にこう、何回も言いますが、非常に今、町が子どもたちが、学校が、いろんなことで不安になっている、ある面、町長は犠牲者かもしれません。町政への不信の。そこらへんも含めて再度同じような質問にはなりますが、今度は、今の件は総務課長ですね。もう1回同じ質問になりますが、やはりもうちょっと私は厳しくしてほしいという意味を込めまして、町長並びに、せっかく今日は教育委員長もいらっしゃいますので、教育委員会の中での話合いの中身も少しお示してください。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） 少し甘いのではないかなというように、確かに委員会の中でも賛否両論、それを言うような話もありました。でも、やはりちょっと重すぎるんじゃないかという意見も出ました。いろいろそのへんを議論して、最終的にはやはりこの本題の発生した、このファックスで送った内容が、やはり本当のことをいち早く伝えたいと、報道がある前に伝えて、本当の真意をこういうマスコミのほうから報道をしていただきたいという切なる思いの中でなされた行為でもあります。しかし、それはやはり、議会の方々の同意もなくされたことは、非常に議会軽視も甚だしいというところで、いろんな面から議論をいたしまして、先ほど申しましたように、「妥当だ」ということを教育委員会のほうへ書類を回したわけでございます。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今回のことには最終的には私自身がそれを認めたというか、それでよしということにした、そういうことになるわけでございますが、これをもってすべてが終わった、そういうふうな思いじゃなくて、これをもってさらなるしっかりとした改革・改善、これをしっかりと受け止めさせていただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

教育委員長 小出正泰君

○教育委員長（小出正泰君） はい。教育委員長を仰せつかっております小出でございます。3月11日におきましての私ども教育委員会の対応、私ども本当に反省しているところでございます。議会制民主主義の中で、議会で答弁したことを、内容的に簡単に変えられるという、そういうような非常に軽率な行為です。議会の先生方には大変御迷惑をおかけしたということでございます。続きまして、経緯でございますけども、先ほど総務課長のほうからも御説明していただきましたように、当日の議会の中で「いじめ的行为」というような思いを「いじめがあった」というような捉え方をされるような教育長の発言のもとに、それを私どもは議会の中でその時に十分把握できておりませんで、そのまま翌日に持ち越そうとしていたところ、マスコミに取上げられて、教育委員会はいじめを認めたんではないか、というような報道が一部流れました。そういうようなことで、私どもは「それは違うんじゃないか」というようなことで、私も個人的には家でテレビを見ておりました。そういう報道が流れましたものですから、教育委員会のほうから来てくれということもありまして、私ももう早速6時ぐらいにまいりまして、じゃあ、どうしたらいいだろうという。これまで、教育長が「いじめ的行为」というようなことで、私ども考えておりましたし、そのように説明してまいりましたけれども、しかし教育長のこの発言になりましてから、マスコミの中でいち早く保護者、それから子どもたち、学校等の動揺を解消したいという、強い、それから焦りの気持ちもございまして、では、どうしたらできるんだろうということで、話を・・・これが訂正できます、できるんじゃないかなというような話がございまして、そういうことができるのであれば、お願いしようかという、そういう経緯がございました。そして、ファックスを課長名で出すという結果になった次第でございます。そのこと自身、議会の答弁を大きく変えるものというふうには、私はその時には、私個人としては思っておりませんでしたものから、それでいいのかなという声もあったのかもしれませんが、じゃあ、出していただけるものなら出してほしいということで、私も了解したという状況がございました。

そういうことで、しかしながら指摘されると、確かに、先ほど申し上げましたように、一度議会できちんと答弁したこと、そのことを簡単に、安易に変えることはできないんだと、変えてはいけないんだというようなこと、そういうことを認識いたしまして、先ほど申し上げましたように、私ども懲罰委員会等でのお話もいただきながら、御指導いただきながら、どうしたらいいだろうということで、やはりこれは違法にあたるのではないかと。やはりこれは嚴重にやっぱり、いろんな処分の量刑はまだその時は考えておりませんでしたけど、やっぱり何らかのけじめをつけなければいけないんじゃないかというような結論に達したところでございます。その中で、じゃあ、どういうふう考えていこうかと、意見の中にはやっぱりこれは議会の中での答弁を簡単

にその内容が変わるようなことはない、してはいけないというようなこともありましたけども、先ほど申し上げましたように、これまで中学校の先生方が、保護者、子どもたちともしっかり信頼関係を築きながらいろんな調査をして、そして最終的に私たちの見解としては「いじめ的行為」、そういうことで「いじめ」ということで死に至るということは見当たらなかったというようなこと。そういうようなこともありまして、しかもその中で結論を出す時に私もいたということで、処分もするにしては、どのくらいの量刑でいいのか、そのあたり、私どもも検討させていただきました。そして、最終的にはこのような、先ほど提案がありましたような、私たちも真摯に受け止め、今後このようなことが絶対ないようにしていかなきゃならないと、教育委員全員で、もちろん教育長のほうは、その時は委員会の中には参加しておりませんが、4人の教育委員で確認したとこでございます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 杉本議員の訂正文等の名前には、課長名でできるのかということでの御質問ですけど、和水町の組織規則の中に、課長の共通専決事項という項目がございます、「各課長の共通専決事項は次のとおりとする」ということで規定してあります。まず一つとして、軽易かつ定例に属する照会、回答、報告、通知、届出、申請、申告等に関する事。一つとして、所属職員の休暇願、欠勤等の服務上の事項に関する事等の規定がございます、簡易、軽易な文書等については課長名ではできるかと思いますが、重要事項については課長名ではできないと、これからすれば判断できます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 3回目の質問です。3月のことですから、私ども聞くほうもなかなか難しいところがあるんですが、今の総務課長の説明では軽易なことじゃありませんですね。議会の議事録の訂正ですから、これは本当に条例に関しても大きな違反ですよ。ですね。大きすぎるほどの違反ですよ。それはわかっていただけますよね。それとやはり、ここで内容はあんまり言っても一緒なんでしょうけど、教育委員長のほうから「いじめ的行為」ということが出ましたけど、そのおかげで、はっきりいって恥をかいたのは教育長本人ですよ。マスコミ、テレビ関係からも「いじめ」と「いじめ的行為」のどこが違うのかと、違わないじゃないかということで、かなり恥ずかしいようなテレビの内容の報道がニュースでありました。現実はですね、やはり、厳しい評価を教育長自身がマスコミから受ける結果となったわけなんです。だからもう、やはりここらへんはですね、先ほど町長から模範回答みたいなものをいただいたもので、なかなか質問もしにくいんですが、で、やはり町長、一課長のほうは議員はなかなか質問しにくいので、ですけどやはり、そこらへんは9月なんですか。期日。教育長とか町長とか副町長のことはいろいろ、ばふと言えるんですが、一課長の場合はなかなか議場での発言は難しいもので、9月をめどに何らかの措置があるのでしょうか。それのみお伺いします。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） はい。課長については若干ととのっていない部分がございますので、はっきりしたところで、内容等については、ちょっと差し控えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（多賀勝丸君）

4 番 古閑修一君

○4 番（古閑修一君） はい、4 番、古閑です。今回のこの提案につきまして質問をいたします。なかなかこういった処分について、本当に質問はしたくないです。本当言うのですね。しかしながら、やはり私も考えるところがありますので、1 点について質問します。常々私は、議会議員、私も自身も一緒なんですけど、執行部も一緒です。やっぱり権利あるものが間違いをおこしたら、私はいつも申し上げているように、みずからやっぱり申し出て、責任をとるべきだと、自分自身も思っております。町長、副町長にお尋ねしますが、今回、教育長自身からですよ、申出が、そういう処分に対しての申出があったのかどうか、お願いします。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） 責任の度合いは大体考えておられたようですけども、みずからこういうふうにしてくださいという、そういう申出はあっておりません。

○議長（多賀勝丸君）

4 番 古閑修一君

○4 番（古閑修一君） 今、副町長のお答えいただきましたけども、残念でなりません私は。こういった法的な手続きによって、やっぱりそういう問題解決を委ねるのはちょっと、私はもう大体できないと思うんです。そういうことはやってほしくないんですよね。そのことを1 点申し上げておきます。

町長にお尋ねしますが、教育長の任命責任について、一つ何うとともに、今後のですよ、やはりこの提案で教育現場の信頼回復を含めて、今後ソフト面、ハード面を進めていかれるわけですけども、そういったことに対して支障はないのかと心配しますので質問いたします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 教育委員に、ルールは議員さん方御承知のとおり、慣例のルールをお伺いしながら、御提案、御承認いただくわけでございます。教育長は、教育委員会の互選で教育長が誕生するわけでございます。よって、今後先ほども杉本議員さんにもお答えしましたように、さらに今日このことを御承認いただき、いただいたが上にはしっかりと、また教育委員会に関しても本当に人づくり、本当に命を守る大切な部署で、委員会でございますので、そのことに関しては改めて私からの注意じゃなくて、やはり和水の子どもたちを守る、もちろん子どもだけじゃなくて、社会面もありますから町民全体のそういう重要な役割があるんですよというようなこと

で注意をうながしたいと思います。

（「任命責任」と呼ぶものあり）

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） それに関しては、今どのように判断したらいいのか、ちょっと整理はついておりません、はっきり申し上げて、はい。

○議長（多賀勝丸君）

4 番 古閑修一君

○4 番（古閑修一君） こういった処分に関しては最初から申し上げておるとおりでございます。今回の教育長の対応については、副町長もおっしゃいました。議会軽視も甚だしいと、まったくそのとおりだと思います。今回の懲罰委員会の決定、それから、それを踏んでの教育委員会のまた判断については、やはり今後の町長がおっしゃったとおりですよ。教育行政の適正な執行と教育現場、それから町民の方々の一番大事なところなんです。その信頼回復ということを考えるとですね、このような処分では私は足りないと考えますので、反対の意思を表明しておきたいと思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（多賀勝丸君）

2 番 豊後 力君

○2 番（豊後 力君） 2 番です。今回の懲罰委員会の結果がこういう形で出ておりますけれども、この懲罰委員会の中でですね、先ほどから答弁ありましたが、こういう内容だからこういう懲罰の規定に従いましたということですが、それでは、教育長本人から反論的な言葉があったのか、それをちょっと 1 点聞きたいのと。先ほどの教育委員長からお話がありましたけれども、どうも私の今のお声を聞いた中で、なんかずばっとするような答弁がなかったもんですから、教育委員会の中では、こういう問題がやっぱり議論をされた。その中で委員さんたちがおられる中で、これは重すぎるとか、軽すぎるとか、そういう判断でなくて、本当にしっかりと議論の中で懲罰委員会が議論されたのか。それもあわせて両方から聞きたいと思います。

それと、前回、これは横領問題なんです、この中である議員からも、同席、机を同じく並べた者も懲罰委員会の規定の中で処分をされたということで前回も出ておりました。そのような中で、どうしても私が腑に落ちないのが、これだけマスコミを騒がせ、また町民への不信感を募らせたそういう中で、マスコミへのファックスの部分がその最終的な処分の内容なんですか。それか、もしくは「いじめ的行为」とか、そういった言葉の不適切な表現の中での懲罰なのか、どうも私はあやふやで判断しかねない部分がございます。やはり、これは大事な問題なので教育委員会の中で、本当にどういった議論をされたのか、全然申し訳ございませんけれども、委員長の今の答弁の中では、私はどうしても納得できませんし、また懲罰委員会が構成の中で、同じ構成メンバーだろうと思いますが、本当に軽すぎるとか、重すぎるとか、量的なことの判断を軽々しく副町長おっしゃったんで、私どももいろんな社会の中で懲罰委員会にもかけられる大変な思いをし

たこともございます。しかし、自分で考えると、ああこれでもこんな大きな重責を担わないかんと、それはやはり役職というが付いとるわけですね。だから、ここはもっと本当に真剣に懲罰委員会は議論をしていただいて出していかないと、今後まだ私は出てくるというふうに思います。どうも軽々しい返事で非常に私も腹立たしいことがありますので、そのへんをしっかりと、ちょっと答弁願います。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） お答えをしたいと思います。決して軽々しい判断をしたとは私は思っておりません。

先ほども申しましたけども、5回ほど本当に真剣に議論をしながら最終的にまとめを教育委員会のほうにお送りをいたしました。その中で1回だけ書類が返ってきましたけれども、あまりにも過剰ではないかと、教育委員会のほうから、そういう回答もまいったのも事実でございます。

それからもう一つ、同じ室内におった者がそういう処分を受けたということ、やはり長い期間同じ部屋でおりながら、やはりその行動が見抜けなかったということは、やはりそういう落ち度があったということで、嚴重注意というような形の中で処分をしたものと思います。これも全員の意見を集約した結果でもあります。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

教育委員長 小出正泰君

○教育委員長（小出正泰君） 小出です。先ほど御指摘ありましたけども、まず1点は、私たちこの件に関しまして会議をもちまして、その中でいろんなその時の状況をもう一度確認しようということで確認させていただきました。と同時に、それではやっぱり先ほど申しましたように、議会制民主主義の中で議会で答弁されたことを軽々しく変更しようという、そういう行為はこれは絶対あってはならない行為だと。これは私たちのしてはならないことの一つであるというようなことで、これはやはり私たち十分反省しなければならないということで確認したところです。ただ、量につきましては、いろいろこれまであってはならないことなんですけども、本町または他市町村でもこのような事例があったのかというようなことも思いまして、そのあたりも参考にさせていただいて、最終的には教育委員会のほうで監督権者としての回答を出さなきゃいけないということもありまして、どうだろうかということで検討をさせていただいたということでございます。

私たちは、本当に5人の教育委員の中で、そして課長を含めて、よく学校教育、社会教育等をあわせて教育に関して、この町の教育についていろいろ論議してまいりましたけども、やっぱりそういうところが足りなかったのではないかとということも含めまして、やはり私たちもう一度反省すべきところはきちんと反省し、そしてお許し願えればというような気持ちもありまして、先ほど言いましたように、一つの案として懲罰委員会のほうでもお示しいただいたことは、当然ではなかろうかというようなことで、私たちはうけたところでございます。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） どうも懲罰委員会で先ほど、これは余談といいますか、この問題じゃないんですが、席を同じくしていたから連帯責任だよということの結果ですよ、先ほどの。じゃあ連帯責任、連帯責任がどこまでするのかという。その前に肝心なところがちょっと抜けておりました。その言葉の不適切さなのか、最終的にはファックス、議事録の改ざん、これですよ、懲罰委員会の中で質問をされて5回ほど検討されて、教育委員会のほうへ送られたと。しかし、内容的に重すぎるということで返ってきたと。しかし、その重すぎるということですよ、どういう判断の中で何に照らし合わせてされたのか。先ほどから一切それは出てきてないんですよ。懲罰委員会の中では、懲罰規定というのがあるはずですよ。では、100分の10、3カ月間の減俸というのは、ランク的にはどのランクになるんですか。最高レベルは懲戒免職処分というのが出てきますけれども、私はそれくらいの重きにこの問題はもっと大きいんじゃないかというふうに思います。また一連の学校建設問題の中でもまだまだあやふやな点がいっぱい出てきております。今後、もしこの問題が尾を引くようなことがあったときに、また懲罰委員会にかけて、それなりの処分をされるのか。それはもう今日いいです。ここはいいですから、まず懲罰委員会ですね、規定をちょっと述べていただきたいというふうに思います。

それと、もう一度教育委員長、やっぱり重すぎるといったのは何に照らし合わせて重すぎとおっしゃったのか。ただ全国的な流れの中で、そういう事案を探されて結論を出されたのか。私はですね、あまりそういったところを加味せんでもいいと思うんですよ。やっぱりことの重大さを教育委員会がはっきりと示せば、それはおのずとそういったことをできると思うんですよ。やっぱりこれは教育委員のトップですよ、教育委員長は。このトップですよ、自死があったのに、本当に不適切な対応があったからこういうことがあったわけですから、もうさかなでは言いたくないんですけども、ただ懲罰の中で、単純に議事録改ざん、これで100分の10と出ております。私はもっと厳しく戒めないと、本当の教育者のトップですから、そのへんはやっぱり本人も自覚をもってやっていかないと、子どもたちに何を言ってもこれは教育の現場もはずれてしまいますよ。そのへんをもう1回、委員長、懲罰委員長、併せてもう1回このへんをしっかりと答弁ください。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） 本当、説明不足の点多々あったかと思いますが、我々懲罰委員会の中で議論したのは、やはり基は和水町の懲罰に関する指針というのがあります。その中でもいくつかの項目があります。その中でどれに値するのかというのが第一に議論したところでもございますけれども、やはり教育長に対しては、やはり職務怠慢、それから注意義務違反等が一つと、もう一つ重なって、やはり指揮監督の不適切というのが二つ重なったというようなことで議論をしまいいりました。先ほどから言われます何を基にということですけども、やはりこれはファックスによって、その伝聞によって、やはりその言われた言葉を変えてしまおうというようなそういう行為であろうと思います。そこに重点は置きました。そのへんも手順を踏んでさ

れておれば、こういうさはとても我々はしなかったと思いますけれども、やはりそういう許可もなしに、やはりそういう文言一字、二字の文言によってその内容を変更させるような、そのようなことはあってはならないということでも議論を深めたわけでございます。

しかし、やはり教育長、学校教育課長、いち早く真意を町民をはじめとするそういう人たちに真意を伝えたいと、そうではない、やはり「いじめめ」であったということの報道をしてもらいたいというあまりにもやはり一生懸命さのあまりに、ああいう行動に先走ったといえますか、勇み足であったというように思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 処分等の種類について少し御説明申し上げます。

和水町職員の懲戒処分に関する指針というのが町のほうでつくってございまして、地方公務員法第29条の規定により、職員の非行為に対して懲罰として行う処分の種類として免職、停職、減給、戒告ということで懲罰として行う処分はこれだけ4項目をあげております。

また、職員の非行為に対して責任を確認させているという意味での行為としまして、訓告、嚴重注意、口頭注意ということであげております。今回、減給という項目の中の説明ですけど、減給の場合1日以上6月以下ということで、その減給の月額100分の10以下に相当する額を給与から減ずるということで規定しておりますので、この範囲の中で今回3月ということで判断をいたしました。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

教育委員長 小出正泰君

○教育委員長（小出正泰君） 小出です。先ほど御指摘ありましたように、何をもって処分の量定を決めるのかというお話でございすけれども、私も先ほど少し申し上げましたが、やはりこれまでにいろんな不祥事等、そういうことはあってはならないことなんですけれども、そういうことがあってそれに照らすような内容に当たるのかどうかということと同時に、それからまた、その例があるのかということも私も考えました。と同時に、逆に議会の軽視というような非常にあつてはならないことなんですけれども、そういうこととするならば、どういう量定がいいのかというようなことで、総務課のほうの課長様にお話をしまして、そこにある、私、持ってますけれども、和水町職員の懲戒処分に関する指針というものに基づいて、やはりこれに一つ一つ照らし合わせながら、この程度の処分等は必要ではないかというような判断をしたところでございます。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） 教育委員長には、大変つらいところだと思いますが、「この程度」というとはやめてください。「この程度」というのは、非常に曖昧な言葉であつて侮辱の言葉になりますので、「この程度の懲罰で」ということはやめていただきたいと思います。

先ほど減給については1日か6カ月以下で100分の10が相当だということで、今、総務課長か

らありましたけども、確かに先ほど冒頭に言いました教育長は自ら反論といいますか、そういうことはありましたか。この懲罰委員会にかけて結果を本人の前で説明をするわけですよね、そのときに先ほど言いましたマスコミへの部分と、議事録の改ざん、それから言うならば、監督不行き届きということでおっしゃいましたけども、その件について、いやっとか、わかりました、本当に私があれでしたというような反対討論というとおかしいんですが、反論的なことはございましたか。それともすんなりわかりました、承知しましたというお言葉が返ってきたのか、もう最後ですので、その1点だけお聞きして終わりたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 第4回の懲罰委員会のほうで、教育長のほうから御意見というか、釈明というか、そういうお話を聞くという時間を設けまして、教育長のほうから懲罰委員会のほうに出席いただいてお話を聞いております。具体的には、懲罰委員会の判断に異議を申し立てるつもりはないが、この判断に従い、ただ、これで何度も説明をしてきた議会軽視に当たるのか、これが処分の対象に当たるのかという疑問もあるということもちょっとおっしゃりました。しかし、私は責任を感じているということで、課長名で出したことについては課長が一生懸命に保護者、または子どもたちの不安を払しょくするためにしたことであるので、自分としてもそのへんはわかってはいたんですが、というようなこともおっしゃいました。

それから、議会、議事録の訂正等の申し出の許可等も出ないうちにファックスをして訂正を始めましたというようなファックスの文章になっていることについては、いささか勇み足だったというようなことも教育長のほうから聞いています。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

3番 中村一博君

○3番（中村一博君） 全然反省されてないようですけども、井上教育長は相当な経歴の持ち主で、教育長としてふさわしいだろうということで町長が任命され、議会も承認してきておりますが、簡単にお答え願いたいと思いますが、現状で教育長としての資質、これがあるのかないのか、私は全くないと思っていますので、簡単に資質があるないを町長と教育委員長にお伺いしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 先ほど任命責任、そうしたことも問われました。これは教育委員の任命、これに関してはもう御承知のとおり、議員さん方のお気持ちを踏まえて御提案をし、そして、それが御承認され、そして教育長というのは委員会の互選ということでございまして、それはそれとして、今お尋ねの教育長としての資質があるかという単刀直入のお考えですけども、これは教育委員さん5名の中から御推薦なさったことでもあるし、それに教育ということを御理解なさっている5名の方々のお考えが一致したものと思っています。

よって、そうしたことを先ほど今後においてはしっかりとその認識、注意すべきことを今回の

ことをもって本当にしっかりと反省の上に頑張っていかにゃいかん、そういうふうに厳しい指摘、指導をしたいと思っております。ただそれが資質があるかないかということに関しては、私もそれを判断するだけの本当にそういう能力のある人をどうというふうに言えるようなそういう頭は持ちませんので、以上のことで御理解いただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

教育委員長 小出正泰君

○教育委員長（小出正泰君） 今お尋ねがありました教育長としての資質はどうかというようなお話ではなかったかと思えますけども、私は、一つは教育の現場でも一生懸命頑張っておられた大先輩でもありますし、また学校経営につきましても、その点につきましては大変尊敬する、また見習う点がたくさんあったと個人的には思っております。ただ子どもたちが一生懸命勉強する中で、学校全体の教職員についての指導、教育委員会としての指導はどうであったかというようなことにつきましては、やはり私も現場の人間として2年間お世話になったわけなんですけども、やっぱり自分の信念というものを非常に強く持っておられまして、それを遂行しようとする姿勢は持っておられます。だから、場合によっては強く職員あたりを指導されるという場面は確かにございました。しかしながら、教育長としての資質が適切であるか不適切であるかというところまで、まだ私は考えに至っておりません、はっきり申し上げまして。

○議長（多賀勝丸君）

3番 中村一博君

○3番（中村一博君） 簡単に答えを言ってもらえればよかったんですけども、いろいろと中身まで言われましたけれども、いろんなことで、この件だけじゃなくて、いろんなことで問題発言が多いと思うとですよね。

それと今の教育委員さんたちの互選のもとに教育長が選ばれとるわけじゃないですよ、だいたいメンバーも変わられてますから、ですよ。今の教育委員会が互選で教育長を選んだというようなこと、まあそういう答弁もあったですけども、そうじゃなくて、単刀直入に先ほども自ら責任をはっきりとるべきじゃないかという意見も出とったようですけども、やっぱり三役ですから、こういう議会軽視も甚だしいやり方ですし、先ほど総務課長の反論という部分では、まだまだ反省も立っていないというような気持ちもいたしました。そういう点で非常に不愉快なこの人事案件だと私は受け止めております。最後に町長から若干の答弁をもらって終わります。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） どのように中村委員さんのお尋ねにお答えしていいか、ちょっと言葉が見つからないわけでございます。それだけ事の内容が複雑、重要なことである、そういうふうに受け止めております。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） いくつかお聞きをしたいんですが、今まで各議員の質問、答弁を聞きま

して、さらにちょっと質問をしたいと思うんですが、まず議案の提案の理由、ここの中で教育課長名でマスコミにファックスを送ったと、その中に訂正手続き、議会議事録の訂正手続きを開始したというようなことになっているんですかね、それとも開始するというふうになっているんですか。その件が一つですね、総務課長のほうに伺います。

それから教育委員長に、先ほどファックスを送るときに教育委員会の教育長と課長のいる所に行かれたというふうに聞いたような感じなんですが、そのときに3人でじゃあそのファックスを送るということになったのか、それともほかに教育委員の方が何人かおられたのか、そういったところをお聞きをしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 課長名で報道機関に出されているファックスの表題が「議会議事録の訂正等の手続き開始についてお知らせ」ということで出されています。表題はそういう形で、平成25年3月11日の杉元議員の一般質問の町内における昨年7月の中学生の自死後の対応に関する教育長の答弁の中で、いじめを認めたような誤解する答弁がありましたので、教育長の議会答弁に関し訂正等の手続きを3月11日、午後6時45分に始めましたのでお知らせしますということでファックス、その後に、その以下のところに、いじめとか、いじめ的是とはどういうことかということとはちょっと書いてありますけど、上のほうに始めましたのでお知らせしますということで書いてあります。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

教育委員長 小出正泰君

○教育委員長（小出正泰君） 先ほどのファックス送信のときの状況でございますけども、そこにいたのは、私、教育長、それから坂本課長がおりました。ほかの委員につきましては、事後報告という形で電話で課長のほうから連絡をしたところでございます。その中で、いろんな意見があったというのは後ほど聞いております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） やっぱし議会軽視というふうによく言われるんですが、やっぱりこの議会というのは、とくに地方議会というのは全体をとり仕切るのは議長なんですよね、それは町長も議長を長くされてますからわかると思うんですが、機長がとり仕切るということで始めから終わりまで、議員の質問、それに対して執行部からの答弁と、こういうことではすべて議事録として残ると、その議事録をきちっと作り上げるということも議長の責任としてやるわけですよ。ですから、その重さが私はまだ教育長もわかってないんじゃないかと。先ほど議会制民主主義制度というふうに言われましたけど、実はそこが本質的にはわかってないと思うんですよ。委員長にも失礼ですけど、あまり議場の中に来られたことがないのであまりわからないと思いますけれども、そこが基本なんです。だから訂正を開始しましたのでお知らせしますということで先ほど答弁ありました。じゃあどこに訂正を申し入れをしたのか。議会には議長には来てないですよ

ね。議会にはしないで、それだけ送るということで、委員長はじゃあその時点でもなぜ訂正を求めるようなことで申し入れを議長にしないのかというふうには思わなかったんでしょうかね。そこは大事なところだと思うんですよ。本当に委員長がそういうふうに思われるんだったら、おそらく訂正はできますよと言われて、それを鵜呑みにしたというか、あまりわからないから、できるんでしょうねということで、話が進んだと思いますけども、しかし、そういう大事なことですよね。

それから、3人の方がその現場にいたということで、ほかの2人ですかね、3人ですかね、3人の教育委員さんたちには電話で連絡をしたということですけれども、こういう問題を電話で連絡する内容じゃないわけですよ。本当に問題なのはですね。そして、それを事後承諾可能にやるということ自体が、もうこれは教育委員会としてやってはならないことだと思いますよ。

これを委員長が平然とそれをやったということ自体がこれは大変な問題ですよ。そういう認識を持ってもらわないと、大変ですよこれは。教育委員会はいったい何のために誰のために仕事してるんだというふうになった場合に、こういう感じてその当時ファックスを送ったということであれば、本当に大きな問題ですよ、これは。ある意味では、教育委員は全員辞めなきゃいけない大きな事態ですよ。それが理解されていない、認識がないと、それを是非肝に銘じていただきたいというふうに思います。

今度の提案は100分の10ということで1割の3カ月の給料カットということで提案がありました。しかしですね、先ほどから出ていますように、この問題というのは大変な問題ですよ。先ほど言いましたように、議会で答弁した部分を勝手に訂正するということ、しかもファックスでマスコミに送るということ自体がこれは本当やってはならんことですよ。このことによって和水町がどういうふうにならなっているかという問題ですよ。その当時、熊日新聞も出しましたけれども、そのあと1週間後ぐらいに朝日新聞で特集を組んだんですよ、その送ったファックスのコピーを写真に写してですね、それ新聞に載りましたよ。それで和水町ではこういうことがやられているということが、ある意味では全国的に知れわたるわけですよ。そういう大きな大きな問題があったわけですよ。ところが今回のこの提案では、わずか1割のカットと、合計で幾らですか、先ほどありましたけど15万5,000円でしょう。このくらいで終わるような問題ではないんですよ。先ほどから言われていますように身をひくとか、それぐらいに私は大きな問題だと思います。そういう点で今言いましたことについて、町長、それから懲罰委員長の副町長、それから教育委員長、答弁をいただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） それぞれ厳しく御指摘、御指導いただいております。この100分の10の3カ月、これがどうであるのかは別として、やはり内容的に今後それをもって、やはり本当に厳しく、それぞれを反省していただいて、やはりそれを越える責任をとる、そういう気持ちでしっかり受け止めていただかなければいけない、そのような考えを持つところでございます。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） その内容については、先ほどから総務課長、町長のほうから申し上げましたとおり、やはり100分の10の3カ月、その以上にというような委員の意見も確かにありました。しかし、先ほども申し上げたと思いますが、重すぎるというようなところもありました。しかし、やはり事を考えれば、やはり一生懸命さのあまりに出したことも、この懲罰のその程度の中に入れとるわけではありませんけれども、やはり我々懲罰委員会の中には、それぞれの頭の中によぎったのではないかなというようにも考えられます。

慎重に議論をして、このようないろんな御意見を聞くような結果で申し訳ない部分もあるかもしれないけれども、やはり当時私たちが議論した中では、すべてとは言いませんけれども、聞き取り調査をしたり、そういういろんな情報収集をしながらそのような結果を出したわけでもございます。理解をしていただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

教育委員長 小出正泰君

○教育委員長（小出正泰君） 先ほど御指摘いただきましたことは、本当に私ども、私をはじめ、やっぱりまだまだ勉強不足でございまして、大変御迷惑をおかけいたしましたと同時に、私どもは教育委員会を開くたびに、やっぱり私たち自身の姿勢といいますか、そういうことも確認しながら、そしてあってはならないこと、それからこうしたほうがもっとすばらしい学校づくりが、また地域社会の教育問題等ができるのではないかなというようにも併せて努力してまいりたいと思っているところでございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 私は、この事の問題が重大だと思うのは、教育委員会で起こっていることです。これは、次代の子どもたちを育てると、健全育成とかいうスローガンのもとに進めているその教育委員会の中での問題なんですよ。これが非常に深刻だと私は思うとですよ。教育長のもとに、教育課長がファックスで送ったと、これも議会軽視で議会を冒涇（ぼうとく）している内容だと思いますけれども、そのことが教育委員会の中で起こっているということなんですよ。これは本当に大きな問題だと思いますよ、この認識が私はないと思います。なぜなら100分の10というのが、こんな軽いことで済まそうとすること自体が私は納得できないんですよ。これぐらいの軽さでよければ、ほかにはもう要するに減給なんていうのはなくてもいいんじゃないかぐらい、何か起きててもですね、それぐらいの軽さですよ。それは、ほかの皆さんが言われたのでもう言いませんけれども、やっぱりそういう大きな問題ということをやったり考えながらこういう懲罰委員会でも検討していかないと、重すぎるとか一生懸命やっているからとか、そういう類のものじゃないと、やっぱり客観的に見て、そして町民の目から見て、この問題、教育委員会の中での出来事、事件ということでどう処分するのかと、そういう立場でやらないと私は町民からは納得されないと思いますよ。そういう面で最後に町長、お聞きしたいと思います。どうでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 私は、十分今回のことに関して、調書を隅から隅まで把握してない部分もありますので、間違った答弁になったら失礼でございますので、今回とられた議会無視と言わざるを得ないということに関して、新聞にも先ほど御紹介いただいたような状況で残念でなりません、本当にそれだけ重要だからこそ、またこういう行動に入ったのではないかなとも思います。やはり今まで保護者、いろんなところで、なんか「いじめ」的と「いじめ」、それも私自身理解できない部分がありますが、やはり教育長は一貫して委員会の考えとして「いじめ」的というような形で説明がされてきたがゆえに、よくよくそこらへんが変わったことに関してさらに自分の保身ということじゃなくて、やはり保護者あたりにも大変な衝撃、大変な状況が生まれてくるという、そういう思いも一部にはあったんじゃないかなという思いもいたすわけでございます。本当にこのことに関してはこれをもって終わらず、そういうことじゃなくて、教育委員会のみならず、やはり町民にかかわる奉仕者として、町全体が慎重に事を取り組まんと、やはりいろんな面で御迷惑をかけることになる、そのことをしっかり受け止めさせていただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

教育委員長 小出正泰君

○教育委員長（小出正泰君） 先ほどから御指摘でございますように、私ども教育委員としての全力を尽くしたものとは思いながらも、ほかのどこ見ていただくと、まだまだ足りないという御指摘をたくさんいただいたようでございますし、また私もそう思っております。この問題がただ一過性に終わることなく、やっぱり今後の教育全体に、私たち反省しながら、そして和水町の教育全体、学校教育、社会教育等もあわせながら仕事に携わっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） 質問させていただきます。先ほど、副町長の豊後議員の答弁の中で、教育委員会から「重すぎないか」という言葉がありましたけども、それにいき着いたその重すぎるという教育委員会の見解をもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

教育委員長 小出正泰君

○教育委員長（小出正泰君） 先ほども申し上げましたように、何と申しますか、最初の段階では、どういうふうな、まず反省をしなければならないというところは非常に私どもも痛感しておったところでございます。あと個人的にもなるかと思いますが、私自身、本当はその場にもいたわけでございます。そういうことができるのであればお願いしますというような形で事が進んだということございまして、それであれば私も同じように処分の対象者にしてほしいという内容も申し上げまして、そういうことでしたけども、それはどうかということも考え、そして最終的

に監督権者として教育委員会、私が同席してそのことをお願いしましたと言った立場の人間が、処分をするという形になりますし、それから、指針等の根拠等も見当たらない中でございましたので、重すぎるのではないかなというような思いもいたし、第一段階ではそういうことを考えたところでございます。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） 今回、このようにたくさんの議員がこれでは軽すぎると言われているわけですよ、教育委員長。今後、議会軽視、またそういうことがないように、やっぱり未来の子どもたちの教育を携わる教育委員会です。やっぱりそういうことを踏まえながら頑張っていただきたいと思いますし、町長、やっぱり議会軽視が近頃多いと思います、いろんなところでですね、そこらへんは、町長もうちょっとしっかり指導をしていただきながら議会軽視がないようにしていただきたいと思います。それに対して答弁をお願いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） ただいまの御指導に関して十二分に受け止めたいと思います。しっかり指導してまいりたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

教育委員長 小出正泰君

○教育委員長（小出正泰君） 蒲池議員のほうから御指導いただきましたけれども、本当にそのことについては深く反省しております。そのことをまた、このことを踏まえて、私ども邁進していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 今まで大変厳しい御指摘、これが本当だろうと思います。やっぱりこれは、本当にこういう懲罰自体そのものが本当に私たちも残念に思っております。そういうことで、一生懸命頑張っておられましたが、大事な場面でちょっと見解が間違われたということでございます。そういうことで今話がありましたように、やっぱり教育委員会としても教育委員長さんをはじめ、今後、本当にこの議員の意見あたりをくみ取って議会の軽視という言葉もありますが、全体的にもあります。そういうことをくみ取っていただきまして、今後の教育行政に頑張ってくださいとこのように思います。

○議長（多賀勝丸君）

教育委員長 小出正泰君

○教育委員長（小出正泰君） 今の御指導大変ありがとうございます。私どもも頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第56号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立少数です。したがって、議案第56号は、否決されました。

日程第4 議案第58号 平成25年度和水町一般会計補正予算（第3号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第4、議案第58号「平成25年度和水町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 議案第58号、平成25年度和水町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ194万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億2,739万4,000円とするものです。

歳入を説明申し上げます。8ページをお願いします。

19款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金、1節、前年度繰越金の前年度繰越金を194万円財源として補正をしております。

次、9ページをお願いします。歳出を説明申し上げます。

7款、商工費、1項、商工費、2目、観光費、4節、共済費の社会保険料を24万円補正しております。これは、臨時職員4名分の社会保険料となります。7節、賃金の賃金を165万円補正しております。これは臨時職員を4名、3カ月間と見込みまして、1日当たり5,500円を計上して165万円を補正しております。9節、旅費の費用弁償を5万円を補正しております。これは臨時職員の通勤手当となります。1人当たり4,100円の4名の3カ月を見込んで計上しております。この補正は、緑彩館を直営で運営することに伴う人件費、臨時職員雇用により賃金の補正となります。合計で194万円を補正しております。

以上簡単ですが、議案第58号、平成25年度和水町一般会計補正予算（第3号）の提案理由の説明を終わります。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 1点だけ質問をいたします。昨日の全員協議会で町長のほうから直営でやるという3カ月間はやるということで方向転換といいますか、そういう方向になりましたので、

急きょこの補正予算が提案されるということで、事業部のほうでは大変だったろうなというふう
に思うわけですが、そこで一つ伺いますのは、4人分として5,500円×3カ月、1カ月25
日という見方で計算をされておりますが、4人分ということは、結局その中には館長といいま
すか、責任者といいますか、そういう方をきちっとやっぱり置かないと、いくら3カ月といえども
お金が動きますので、これはもう責任が伴いますので、大事なことだと思うんで、そういう面
で館長というか責任者を据える考えがあるのか、それとも5,500円の4人分というふうな説明で
したので、パートだけの例えば女性だけを雇っていくのかと、あるいは事務的な館長も含めて、事
務的な人が私は1人いると、最低いると思いますけども、それについてもやっぱりきちっとした
人を置かないと、これは運営も大変だと思うんですね。そういう面ではどういうふうに考えてお
られるのかお聞きしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

事業課長 松尾憲成君

○事業課長（松尾憲成君） 今の御質問に対してお答えいたします。基本的に初期の段階では、
事業課の職員が向こうに出向いたしまして、当然業務にあたると思います。その中でパートの人
たちを使いながら、もしくは、これはまだ御相談の段階なんですけど、出荷協議会の御協力を得
られれば、その方の雇用をいたしまして、よければこういう機会を通してそういう対面販売のコ
ツを覚えていただくとか、そういう今後の消費拡大に向けてそういう意味でも出荷協議会の御協
力をいただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 内容はわかりましたが、急きょ直営でやるということで、今言われまし
たように職員がその現場にいて、いろいろ指導するなり助言なりしながら進めていくというこ
とですけれども、そうすると、今まで事業課の中でも人数は少ないですし、それで出向という形
でやりますと、またその人のやっていた仕事自体がどうなっていくのかなというふうにもちょっ
と心配するわけですね、そういう面では体制がきちっととる必要があると思いますけれども、そ
のへんではどうでしょうか、大丈夫なんではないかな。

○議長（多賀勝丸君）

事業課長 松尾憲成君

○事業課長（松尾憲成君） 私が今の段階でできるということはまだ断言できませんけど、その
へんは、課のチームワークの中でお互いに助け合いということで頑張っていきたいと思ってお
ります。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第58号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 閉会中の継続審査について（議会運営委員会）

○議長（多賀勝丸君） 日程第5、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査申出があります。

お諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

平成25年第5回和水町議会臨時議会を閉会します。

御起立願います。お疲れさまでございました。

閉会 午後4時16分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員